

## 銚子市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄バンク事業（移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）第2条第5項に規定する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業をいう。以下同じ。）におけるドナー及びドナーが勤務する国内の事業者に対し、予算の範囲内において、骨髄移植ドナー支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、ドナーの登録者及び骨髄等の移植を推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 骨髄等 骨髄又は末梢血幹細胞をいう。
- (2) ドナー 骨髄等を提供した者をいう。
- (3) ドナー休暇 骨髄等の提供に伴う必要な通院又は入院をする場合において特に認められる休暇をいう。

### (助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となるドナーは、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 移植に用いる骨髄等の提供を完了していること。
- (2) 本市に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されていること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 他の市町村（特別区を含む。）が実施するドナーとなった者に対する類似の助成を受けていないこと。

2 助成金の交付の対象となる事業者は、前項に規定するドナーが勤務する国内の事

業者であって、次の各号に掲げる要件の全てに該当する事業者とする。

- (1) ドナー休暇をドナーに与えていること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 他の市町村（特別区を含む。）が実施するドナーとなった者が勤務する国内の事業者に対する類似の助成を受けていないこと。
- (4) 事業を営む個人並びに国、地方公共団体及び独立行政法人でないこと。

（助成額）

第4条 助成金の額は、次の各号に掲げる助成対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第1項の規定に該当するドナー 骨髄等の提供のための通院及び入院に要した日数（以下「通院等の日数」という。）に2万円を乗じて得た額とし、14万円を上限とする。
- (2) 前条第2項の規定に該当する事業者 ドナーに与えたドナー休暇の日数に1万円を乗じて得た額とし、7万円を上限とする。

2 通院等の日数は、次の各号に掲げる日数を合計したものとする。ただし、骨髄等の採取のための手術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のための通院及び入院に要した日数を除く。

- (1) 健康診断に係る通院の日数
- (2) 自己血貯血に係る通院の日数
- (3) 骨髄等の採取に係る入院の日数
- (4) その他骨髄バンクが必要と認める通院等の日数

（交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとするドナーは、銚子市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書（ドナー用）（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が公簿等により確認することに

当該ドナーが同意したときは、第2号及び第3号に掲げる書類の提出を省略することができる。

- (1) 骨髄等の提供を完了していることを証明する書類の写し
- (2) 住民票の写し
- (3) 市税を滞納していないことを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 助成金の交付を受けようとする事業者は、銚子市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書（事業者用）（別記様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) ドナーと雇用関係が確認できる書類
- (2) 就業規則その他のドナー休暇の制度を設けていることを証する書類
- (3) ドナー休暇を与えた日数を確認できる書類
- (4) 市税を滞納していないことを証する書類
- (5) その他市長が必要と認めるもの

（交付決定等）

第6条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するとともに、銚子市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付決定（却下）通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定（以下「交付決定」という。）したときは、速やかに助成金を交付決定を受けた者（次条において「交付決定者」という。）に交付するものとする。

（助成金の返還）

第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、既に交付した助成金があるときは、当該助成金の全部又は一部を

返還させることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により交付決定又は助成金の交付を受けたとき。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。